

兵庫県国民保護計画変更（案）新旧対照表（平成30年度変更分）

資料2

変更箇所	項目名 (節)	変更案	現 行	変更の理由
P. 55 第2編 第1章 第6節 2(1)	研修及び訓練	(1) 訓練の実施 県は、(略) 対処能力の向上を図る。 また、県は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等 <u>関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	(1) 訓練の実施 県は、(略) 対処能力の向上を図る。 また、県は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。	訓練に関する記述の追記を行う必要があるため ※国の指針変更による
P. 59 第2編 第2章 4(2)	避難及び救援に関する平素からの備え	(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ① <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。</u>	(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 ① 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。	避難施設に関する記述の追記を行う必要があるため ※国の指針変更による
P. 75 第2編 第5章 2(1)	啓 発	2 武力攻撃事態等において県民がとるべき行動等に関する啓発 (1) 県民がとるべき対処等の啓発 ① (略) ② 県は、市町と連携し、わが国に対する弾道ミサイルの飛来時における <u>全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動</u> や、地域においてテロが発生した場合に県民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を <u>活用し</u> 、県民に対し <u>平素から周知に努める</u> 。 ③ (略)	2 武力攻撃事態等において県民が取るべき行動等に関する啓発 (1) 県民が取るべき対処等の啓発 ① (略) ② 県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に県民が <u>取るべき対処</u> についても、国が作成する各種資料に基づき、県民に対し周知 <u>するよう努める</u> 。 ③ (略)	全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の追記を行う必要があるため ※国の指針変更による

変更箇所	項目名 (節)	変更案	現 行	変更の理由
P. 40 第2編 第1章 第2節 3(3)	関係機関との連携体制の整備	(3) 相互応援協定の締結等 【参考：防災のための相互応援協定一覧】 <u>別表のとおり(番号5)</u>	(3) 相互応援協定の締結等 【参考：防災のための相互応援協定一覧】 別表のとおり(番号5)	相互応援協定の追加のため
P. 42 第2編 第1章 第2節 5(2)	関係機関との連携体制の整備	(2) 関係機関との協定の締結 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】 <u>別表のとおり(番号6)</u>	(2) 関係機関との協定の締結 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】 別表のとおり(番号6)	関係機関との協定の追加等のため

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P14 第1編 第4章 1(3)	県の地理的、社会的特徴	兵庫県の海岸線総延長は約851kmで、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に面し、それぞれ特徴のある海岸を有している。	兵庫県の海岸線総延長は約845kmで、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に面し、それぞれ特徴のある海岸を有している。	時点修正のため
P.16 第1編 第4章 2	県の地理的、社会的特徴	<p>2 気候</p> <p>(1) 気温 沿岸地方の年平均(2008年～2017年)気温は、県北部の豊岡市で14.7℃、県南部の神戸市で17.0℃であり、内陸にいくに従って低くなっている。寒暖の差は県南部の沿岸地方に比べて内陸地方や県北部の方が大きい。</p> <p>(2) 降水量 年間降水量が最も少ないのは瀬戸内海沿岸地方(約1,300mm)で、淡路島と北部では多くなっている。(略)秋の台風期に多い。 大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける6～9月が特に多く、雨量50mm以上の降雨日数は、年平均(2008年～2017年)4.7日(神戸)である。また、六甲山周辺から淡路島及び県中部ではやや日数が多く、雨の降り方は局地的な集中豪雨も多くみられる。</p> <p>(6) 潮位 【各都市の月別平均気温及び降水量(平年値)】(気象庁ホームページより) 別表のとおり(番号1)</p>	<p>2 気候</p> <p>(1) 気温 沿岸地方の年平均(1981年～2010年)気温は、県北部の豊岡市で14.3℃、県南部の神戸市で16.7℃であり、内陸にいくに従って低くなっている。寒暖の差は県南部の沿岸地方に比べて内陸地方や県北部の方が大きい。</p> <p>(2) 降水量 年間降水量が最も少ないのは瀬戸内海沿岸地方(約1,200mm)で、淡路島と北部では多くなっている。(略)秋の台風期に多い。 大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける6～9月が特に多く、雨量50mm以上の降雨日数は、年平均(1981年～2010年)3.5日(神戸)である。また、六甲山周辺から淡路島及び県中部ではやや日数が多く、雨の降り方は局地的な集中豪雨も多くみられる。</p> <p>(6) 潮位 【各都市の月別平均気温及び降水量(平年値)】(気象庁ホームページより) 別表のとおり(番号1)</p>	時点修正のため

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 18 第1編 第4章 3	県の地理的、社会的特徴	<p>3 人口分布 平成27年国勢調査を基礎とした、<u>平成30年1月1日現在</u>の本県の推計人口は、<u>約550万1千人</u>である。県内で最も人口の多い神戸市(<u>約153万2千人</u>)と阪神地域7市1町(<u>約175万5千人</u>)の人口を合わせると、これらの地域が、県人口全体<u>59.7%</u>を占めている。 <u>平成27年</u>国勢調査による年齢別割合では、15歳未満は<u>12.9%</u>、15～64歳は<u>60.0%</u>、65歳以上は<u>27.1%</u>となっている。<u>全国</u>の65歳以上は<u>26.6%</u>であり、本県は全国平均より<u>0.5</u>ポイント高くなっている。 <u>また、</u>昼夜間人口比率では、神戸市、<u>北播磨地域</u>、<u>中播磨地域</u>において、100を上回るが、隣接地域への従業・通学により、<u>阪神南地域</u>では<u>92.1%</u>に、<u>東播磨地域</u>では<u>90.8%</u>に、<u>阪神北地域</u>では<u>84.5%</u>になっている。<u>※年齢別割合は年齢「不詳」を除いて算出。</u></p> <p>【各地域における年齢別人口】 <u>(平成27年10月1日現在)</u> 別表のとおり(番号2) 【各地域における昼夜間人口と昼夜率】 <u>(平成27年10月1日現在)</u> 別表のとおり(番号2)</p>	<p>3 人口分布 平成27年国勢調査を基礎とした、<u>平成27年10月1日現在</u>の本県の推計人口は、<u>約553万7千人</u>である。県内で最も人口の多い神戸市(<u>約153万8千人</u>)と阪神地域7市1町(<u>約175万8千人</u>)の人口を合わせると、これらの地域が、県人口全体<u>59.5%</u>を占めている。 <u>平成26年</u>国勢調査による年齢別人口割合では、<u>総人口に占める</u>15歳未満は<u>13.2%</u>、15～64歳は<u>60.4%</u>、65歳以上は<u>26.3%</u>となっている。65歳以上の<u>全国平均</u>は<u>26%</u>であり、本県は全国平均より<u>0.3</u>ポイント高くなっている。 昼夜間人口 <u>(平成22年10月1日現在)</u>については、神戸市、<u>姫路市</u>を核とする<u>中播磨地域</u>、<u>但馬地域</u>において、<u>昼間人口比率</u>が100を上回るが、隣接地域への従業・通学により、<u>阪神南</u>、<u>東播磨</u>地域では<u>昼間人口比率</u>が<u>約91</u>に、<u>阪神北地域</u>では<u>約85</u>になっている。</p> <p>【各地域における年齢別人口】 <u>(平成22年10月1日現在)</u> 別表のとおり(番号2) 【各地域における昼夜間人口と昼夜率】 <u>(平成22年10月1日現在)</u> 別表のとおり(番号2)</p>	時点修正のため
P. 19 第1編 第4章 4	県の地理的、社会的特徴	<p>4 道路の状況 【<u>兵庫県内道路種別現況</u>】 <u>(平成28年4月1日現在)</u>、延長： km) <u>※高速自動車国道・本四道路・阪神高速は平成30年4月1日現在</u> 別表のとおり(番号3) 【<u>兵庫県内の主な道路</u>】 <u>(平成30年4月1日現在)</u> 別表のとおり(番号3)</p>	<p>4 道路の状況 【<u>兵庫県内道路種別現況</u>】 <u>(平成24年4月1日現在)</u>、延長： km) 別表のとおり(番号3) 【<u>兵庫県内の主な道路</u>】 別表のとおり(番号3)</p>	時点修正のため

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由																																																												
P. 22 第1編 第4章 5	県の地理的、社会的特徴	<p>5 鉄道の状況 兵庫県内には、(略)また、公営交通では、神戸市交通局(神戸市営地下鉄)、第三セクター鉄道として北条鉄道、京都丹後鉄道、智頭急行(略)重要な移動手段となっている。</p> <p>(2)公営交通 線名(合計) 4</p> <p>(3)第3セクター鉄道 別表のとおり(番号4)</p> <p>(4)私鉄(JR西日本を除く) 別表のとおり(番号4)</p> <p>(5)普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ) 別表のとおり(番号4)</p> <p>【兵庫県内の主な鉄道】 京都丹後鉄道宮津線</p>	<p>5 鉄道の状況 兵庫県内には、(略)また、公営交通では、神戸市交通局神戸市高速鉄道(神戸市営地下鉄)、第三セクター鉄道として北条鉄道、北近畿タンゴ鉄道、智頭急行(略)重要な移動手段となっている。</p> <p>(2)公営交通 線名(合計) 9</p> <p>(3)第3セクター鉄道 別表のとおり(番号4)</p> <p>(4)私鉄(JR西日本を除く) 別表のとおり(番号4)</p> <p>(5)普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ) 別表のとおり(番号4)</p> <p>【兵庫県内の主な鉄道】 北近畿タンゴ鉄道宮津線</p>	誤記の削除・修正、鉄道名の変更等																																																												
P27 第1編 第4章 9	県の地理的、社会的特徴	<p>9 石油コンビナート施設等の状況 <u>(平成30年2月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>所在市町名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> <th>特定事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸地区</td> <td>神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域</td> <td>2,706,803㎡</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>東播磨地区</td> <td>加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域</td> <td>11,403,540㎡</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>姫路臨海地区</td> <td>姫路市内国道250号以南の地域</td> <td>18,985,000㎡</td> <td>288世帯 339人</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>赤穂地区</td> <td>赤穂市加里屋の一部の地域</td> <td>533,053㎡</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>33,628,396㎡</td> <td>288世帯 339人</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	所在市町名	面積	人口	特定事業所数	神戸地区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803㎡	—	8	東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域	11,403,540㎡	—	13	姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000㎡	288世帯 339人	15	赤穂地区	赤穂市加里屋の一部の地域	533,053㎡	—	1	合計		33,628,396㎡	288世帯 339人	37	<p>9 石油コンビナート施設等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>所在市町名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> <th>特定事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸地区</td> <td>神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域</td> <td>2,706,803㎡</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>東播磨地区</td> <td>加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域</td> <td>11,403,540㎡</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>姫路臨海地区</td> <td>姫路市内国道250号以南の地域</td> <td>18,985,000㎡</td> <td>291世帯 349人</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>赤穂地区</td> <td>赤穂市加里屋の一部の地域</td> <td>533,053㎡</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>33,628,396㎡</td> <td>291世帯 349人</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	所在市町名	面積	人口	特定事業所数	神戸地区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803㎡	—	9	東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域	11,403,540㎡	—	13	姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000㎡	291世帯 349人	15	赤穂地区	赤穂市加里屋の一部の地域	533,053㎡	—	1	合計		33,628,396㎡	291世帯 349人	38	時点修正のため
区域名	所在市町名	面積	人口	特定事業所数																																																												
神戸地区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803㎡	—	8																																																												
東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域	11,403,540㎡	—	13																																																												
姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000㎡	288世帯 339人	15																																																												
赤穂地区	赤穂市加里屋の一部の地域	533,053㎡	—	1																																																												
合計		33,628,396㎡	288世帯 339人	37																																																												
区域名	所在市町名	面積	人口	特定事業所数																																																												
神戸地区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803㎡	—	9																																																												
東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部(県道明石高砂線以南)の一部の地域	11,403,540㎡	—	13																																																												
姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000㎡	291世帯 349人	15																																																												
赤穂地区	赤穂市加里屋の一部の地域	533,053㎡	—	1																																																												
合計		33,628,396㎡	291世帯 349人	38																																																												
P. 41 第2編 第1章 第2節 4(5)	関係機関との連携体制の整備	<p>(5)消防機関の応援体制の整備 【常備消防設置状況】 <u>(平成29年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>5,111</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>41</td> <td>5,976</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単独	19	19	5,111	一部事務組合	5	16	865	事務委託		6		計	24	41	5,976	<p>(5)消防機関の応援体制の整備 【常備消防設置状況】 <u>(平成26年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>4,990</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>843</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>41</td> <td>5,833</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単独	19	19	4,990	一部事務組合	5	16	843	事務委託		6		計	24	41	5,833	時点修正のため																				
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																													
単独	19	19	5,111																																																													
一部事務組合	5	16	865																																																													
事務委託		6																																																														
計	24	41	5,976																																																													
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																													
単独	19	19	4,990																																																													
一部事務組合	5	16	843																																																													
事務委託		6																																																														
計	24	41	5,833																																																													

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由																																																																																				
P. 41 第2編 第1章 第2節 4(5)	関係機関との連携体制の整備	【NBC対応資機材の整備状況】 <u>(平成29年4月1日現在)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陽圧式化学防護服</td> <td>233</td> <td>除染剤散布機</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(陽圧以外)</td> <td>3,633</td> <td>化学剤検知紙</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>83</td> <td>ポケット線量計</td> <td>894</td> </tr> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td>1,934</td> <td rowspan="2">放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)</td> <td rowspan="2">350</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	種類	数量	種類	数量	陽圧式化学防護服	233	除染剤散布機	31	化学防護服(陽圧以外)	3,633	化学剤検知紙	67	放射線防護服	83	ポケット線量計	894	空気呼吸器	1,934	放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)	350	除染シャワー	27	【NBC対応資機材の整備状況】 <u>(平成27年4月1日現在)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陽圧式化学防護服</td> <td>230</td> <td>除染剤散布機</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(陽圧以外)</td> <td>2,415</td> <td>化学剤検知紙</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>87</td> <td>ポケット線量計</td> <td>880</td> </tr> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td>1,858</td> <td rowspan="2">放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)</td> <td rowspan="2">333</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	種類	数量	種類	数量	陽圧式化学防護服	230	除染剤散布機	33	化学防護服(陽圧以外)	2,415	化学剤検知紙	68	放射線防護服	87	ポケット線量計	880	空気呼吸器	1,858	放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)	333	除染シャワー	26	時点修正のため																																								
		種類	数量	種類	数量																																																																																			
陽圧式化学防護服	233	除染剤散布機	31																																																																																					
化学防護服(陽圧以外)	3,633	化学剤検知紙	67																																																																																					
放射線防護服	83	ポケット線量計	894																																																																																					
空気呼吸器	1,934	放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)	350																																																																																					
除染シャワー	27																																																																																							
種類	数量	種類	数量																																																																																					
陽圧式化学防護服	230	除染剤散布機	33																																																																																					
化学防護服(陽圧以外)	2,415	化学剤検知紙	68																																																																																					
放射線防護服	87	ポケット線量計	880																																																																																					
空気呼吸器	1,858	放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)	333																																																																																					
除染シャワー	26																																																																																							
P. 42 第2編 第1章 第2節 4(6)	関係機関との連携体制の整備	(6) 消防団の充実・活性化の推進 【消防団設置状況】 <u>(平成29年4月1日現在)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>団数</th> <th>団員数</th> <th>地域</th> <th>団数</th> <th>団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸</td> <td>10</td> <td>3,779</td> <td>中播磨</td> <td>11</td> <td>4,858</td> </tr> <tr> <td>阪神南</td> <td>3</td> <td>1,719</td> <td>西播磨</td> <td>7</td> <td>5,850</td> </tr> <tr> <td>阪神北</td> <td>5</td> <td>1,785</td> <td>但馬</td> <td>10</td> <td>6,029</td> </tr> <tr> <td>東播磨</td> <td>5</td> <td>4,081</td> <td>丹波</td> <td>2</td> <td>2,907</td> </tr> <tr> <td>北播磨</td> <td>6</td> <td>6,521</td> <td>淡路</td> <td>3</td> <td>4,897</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td colspan="3">62 42,426</td> </tr> </tbody> </table>	地域	団数	団員数	地域	団数	団員数	神戸	10	3,779	中播磨	11	4,858	阪神南	3	1,719	西播磨	7	5,850	阪神北	5	1,785	但馬	10	6,029	東播磨	5	4,081	丹波	2	2,907	北播磨	6	6,521	淡路	3	4,897	合 計			62 42,426			(6) 消防団の充実・活性化の推進 【消防団設置状況】 <u>(平成26年4月1日現在)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>団数</th> <th>団員数</th> <th>地域</th> <th>団数</th> <th>団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸</td> <td>10</td> <td>3,835</td> <td>中播磨</td> <td>11</td> <td>4,986</td> </tr> <tr> <td>阪神南</td> <td>3</td> <td>1,749</td> <td>西播磨</td> <td>7</td> <td>6,131</td> </tr> <tr> <td>阪神北</td> <td>5</td> <td>1,781</td> <td>但馬</td> <td>10</td> <td>6,128</td> </tr> <tr> <td>東播磨</td> <td>5</td> <td>4,089</td> <td>丹波</td> <td>2</td> <td>3,346</td> </tr> <tr> <td>北播磨</td> <td>6</td> <td>6,679</td> <td>淡路</td> <td>3</td> <td>4,923</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td colspan="3">62 43,647</td> </tr> </tbody> </table>	地域	団数	団員数	地域	団数	団員数	神戸	10	3,835	中播磨	11	4,986	阪神南	3	1,749	西播磨	7	6,131	阪神北	5	1,781	但馬	10	6,128	東播磨	5	4,089	丹波	2	3,346	北播磨	6	6,679	淡路	3	4,923	合 計			62 43,647			時点修正のため
		地域	団数	団員数	地域	団数	団員数																																																																																	
神戸	10	3,779	中播磨	11	4,858																																																																																			
阪神南	3	1,719	西播磨	7	5,850																																																																																			
阪神北	5	1,785	但馬	10	6,029																																																																																			
東播磨	5	4,081	丹波	2	2,907																																																																																			
北播磨	6	6,521	淡路	3	4,897																																																																																			
合 計			62 42,426																																																																																					
地域	団数	団員数	地域	団数	団員数																																																																																			
神戸	10	3,835	中播磨	11	4,986																																																																																			
阪神南	3	1,749	西播磨	7	6,131																																																																																			
阪神北	5	1,781	但馬	10	6,128																																																																																			
東播磨	5	4,089	丹波	2	3,346																																																																																			
北播磨	6	6,679	淡路	3	4,923																																																																																			
合 計			62 43,647																																																																																					

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由																																							
P. 47 第2編 第1章 第4節 1(4)	通信の確保	<p>(4) 市町における通信の確保 市町は、(略) 努めるものとする。 【市町防災行政無線の整備率】 <u>(平成29年4月1日現在)</u> A：武力攻撃災害時において迅速かつ確かな被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 (例) 防災行政無線(移動系)、地域防災無線等 B：武力攻撃事態等において住民に対する警報の伝達等を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 (例) 防災行政無線(同報系)、CATV、コミュニティFM等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">A</td> <td>整備済</td> <td>未整備</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>28市町 (68.3%)</td> <td>13市町 (31.7%)</td> <td>41市町 (100%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>整備済</td> <td>39市町 (95.1%)</td> <td>26市町 (63.4%)</td> <td>13市町 (31.7%)</td> </tr> <tr> <td>未整備</td> <td>2市町 (4.9%)</td> <td>2市町 (4.9%)</td> <td>0市町 (0%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>41市町 (100%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A		整備済	未整備	合計	28市町 (68.3%)	13市町 (31.7%)	41市町 (100%)	B	整備済	39市町 (95.1%)	26市町 (63.4%)	13市町 (31.7%)	未整備	2市町 (4.9%)	2市町 (4.9%)	0市町 (0%)	合計		41市町 (100%)			<p>(4) 市町における通信の確保 市町は、(略) 努めるものとする。 【市町防災行政無線の整備率】 <u>(平成26年4月1日現在)</u> A：武力攻撃災害時において迅速かつ確かな被害状況の把握を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 (例) 防災行政無線(移動系)、地域防災無線等 B：武力攻撃事態等において住民に対する警報の伝達等を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 (例) 防災行政無線(同報系)、CATV、コミュニティFM等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">A</td> <td>整備済</td> <td>未整備</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>32市町 (78.0%)</td> <td>9市町 (22.0%)</td> <td>41市町 (100%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>整備済</td> <td>41市町 (100%)</td> <td>31市町 (76.0%)</td> <td>10市町 (24.0%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41市町 (100%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A		整備済	未整備	合計	32市町 (78.0%)	9市町 (22.0%)	41市町 (100%)	B	整備済	41市町 (100%)	31市町 (76.0%)	10市町 (24.0%)	合計	41市町 (100%)			時点修正のため
A		整備済			未整備	合計																																					
		28市町 (68.3%)	13市町 (31.7%)	41市町 (100%)																																							
B	整備済	39市町 (95.1%)	26市町 (63.4%)	13市町 (31.7%)																																							
	未整備	2市町 (4.9%)	2市町 (4.9%)	0市町 (0%)																																							
合計		41市町 (100%)																																									
A		整備済	未整備	合計																																							
		32市町 (78.0%)	9市町 (22.0%)	41市町 (100%)																																							
B	整備済	41市町 (100%)	31市町 (76.0%)	10市町 (24.0%)																																							
	合計	41市町 (100%)																																									
P. 48 第2編 第1章 第4節 2(3)	通信の確保	<p>(3) フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム) ① 構成 <u>(平成29年4月1日現在)</u> <u>計306台</u> 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、国(海上保安庁等)、ライフライン事業者等</p>	<p>(3) フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム) ① 構成 <u>(平成26年4月1日現在)</u> <u>計316台</u> 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者等</p>	時点修正と誤記のため																																							
P. 49 第2編 第1章 第4節 2(4)	通信の確保	<p>(4) 兵庫県防災行政無線 ① 衛星系 県、市町等は、(略) 確保することとする。 ア 構成 <u>(平成29年4月1日現在)</u> <u>計75局(うち併設局5局)</u> 県庁局1局、広域防災センター1局、<u>市町・消防本部60局(うち併設局5局)</u>、防災関係機関局10局、<u>平面可搬局3局</u> 全国の地方公共団体等を結ぶ地域衛星通信ネットワークに加入していることにより、消防庁、東京事務所、各都道府県との通話が可能 イ 機能 (略)</p>	<p>(4) 兵庫県防災行政無線 ① 衛星系 県、市町等は、(略) 確保することとする。 ア 構成 <u>計102局(うち併設局6局)</u> 県庁局1局、広域防災センター1局、<u>市町・消防本部88局(うち併設局6局)</u>、防災関係機関局10局、<u>平面可搬局2局</u> 全国の地方公共団体等を結ぶ地域衛星通信ネットワークに加入していることにより、消防庁、東京事務所、各都道府県との通話が可能 イ 機能 (略)</p>	時点修正のため																																							

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由																																																								
P. 50 第2編 第1章 第4節 2(6)	通信の確保	<p>(6) 無線系通信 ① 消防防災無線及び水防無線等 マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することができる消防防災無線及び水防無線等を活用する。 【通信ルート】 県（災害対策課・消防課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線（緊急連絡用）） 県（<u>災害対策課・河川整備課</u>）－ 国土交通省（水防無線） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）</p>	<p>(6) 無線系通信 ① 消防防災無線及び水防無線等 マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することができる消防防災無線及び水防無線等を活用する。 【通信ルート】 県（災害対策課・消防課）－ 消防庁（消防防災無線） 県（災害対策課）－ 内閣府（中央防災無線（緊急連絡用）） 県（<u>河川整備課</u>）－ 国土交通省（水防無線） 県（警察本部）－ 警察庁（警察無線）</p>	設備の改修により、使用できる課が増えたため																																																								
P. 58 第2編 第1章 2(4)	避難及び救援に関する平素からの備え	<p>(4) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 【ヘリコプター臨時離着陸場適地指定数】 <u>(平成29年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>指定数</th> <th>地域</th> <th>指定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸</td> <td>27</td> <td>中播磨</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>阪神南</td> <td>15</td> <td>西播磨</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>阪神北</td> <td>24</td> <td>但馬</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>東播磨</td> <td>19</td> <td>丹波</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>北播磨</td> <td>27</td> <td>淡路</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table>	地域	指定数	地域	指定数	神戸	27	中播磨	27	阪神南	15	西播磨	37	阪神北	24	但馬	40	東播磨	19	丹波	22	北播磨	27	淡路	26	合 計			264	<p>(4) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 【ヘリコプター臨時離着陸場適地指定数】 <u>(平成28年3月10日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>指定数</th> <th>地域</th> <th>指定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸</td> <td>27</td> <td>中播磨</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>阪神南</td> <td>15</td> <td>西播磨</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>阪神北</td> <td>24</td> <td>但馬</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>東播磨</td> <td>19</td> <td>丹波</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>北播磨</td> <td>27</td> <td>淡路</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table>	地域	指定数	地域	指定数	神戸	27	中播磨	27	阪神南	15	西播磨	38	阪神北	24	但馬	40	東播磨	19	丹波	22	北播磨	27	淡路	26	合 計			265	時点修正のため
地域	指定数	地域	指定数																																																									
神戸	27	中播磨	27																																																									
阪神南	15	西播磨	37																																																									
阪神北	24	但馬	40																																																									
東播磨	19	丹波	22																																																									
北播磨	27	淡路	26																																																									
合 計			264																																																									
地域	指定数	地域	指定数																																																									
神戸	27	中播磨	27																																																									
阪神南	15	西播磨	38																																																									
阪神北	24	但馬	40																																																									
東播磨	19	丹波	22																																																									
北播磨	27	淡路	26																																																									
合 計			265																																																									

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 11 第1編 第3章 1	関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先	<p>【放送事業者】 (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送 <u>グループホールディングス</u>、毎日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送</p> <p>【運送事業者】</p> <p>① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) <u>株フェリーさんふらわあ</u>、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)</p> <p>② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、<u>阪神バス(株)</u></p> <p>③ 航空事業者 (指定公共機関) <u>株AIRDO</u>、<u>株ソラシドエア</u>、<u>スカイマーク(株)</u>、<u>日本航空(株)</u>、全日本空輸(株)</p> <p>④ 鉄道事業者 (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、(略) <u>六甲山観光(株)</u></p>	<p>【放送事業者】 (指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送、毎日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送</p> <p>【運送事業者】</p> <p>① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) <u>株ダイヤモンドフェリー</u>、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)</p> <p>② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)</p> <p>③ 航空事業者 (指定公共機関) <u>エア・ニッポン(株)</u>、<u>株ジャルエクスプレス</u>、<u>株日本航空インターナショナル</u>、全日本空輸(株)</p> <p>④ 鉄道事業者 (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、(略) <u>六甲摩耶鉄道(株)</u></p>	名称の変更等
P26 第1編 第4章 7	県の地理的、社会的特徴	7 港湾の状況 兵庫県内には、 <u>国際戦略港湾</u> である神戸港及び <u>国際拠点港湾</u> である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港のほか、26の地方港湾が所在している。	7 港湾の状況 兵庫県内には、 <u>特定重要港湾</u> である神戸港及び姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港のほか、26の地方港湾が所在している。	平成23年4月に港湾法が改正され、名称が変更したため
P. 35 第2編 第1章 第1節 1(2)	県における組織・体制の整備	1 初動体制の整備 (2) 24時間監視・即応体制の確立 【防災担当指定要員(構成)】 ・防災監、防災企画局長、災害対策局長、 <u>広域防災参事</u> 、防災企画課長、災害対策課長、消防課長	1 初動体制の整備 (2) 24時間監視・即応体制の確立 【防災担当指定要員(構成)】 ・防災監、防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、 <u>防災計画参事</u> 、災害対策課長、 <u>防災情報室長</u> 、消防課長	組織の改編等のため
P. 36 第2編 第1章 第1節 1(3)	県における組織・体制の整備	(3) 職員への連絡手段の確保 ① (略) ② 県対策本部員等に一斉緊急招集等をかける場合は、あらかじめ登録している連絡手段(携帯電話・PHS・加入電話・携帯電話メール等)に緊急通報メッセージを繰り返し送信する緊急通報システムを活用する。	(3) 職員への連絡手段の確保 ① (略) ② 県対策本部員等に一斉緊急招集等をかける場合は、あらかじめ登録している連絡手段(携帯電話・PHS・加入電話・携帯電話メール等)に緊急通報メッセージを繰り返し送信する緊急通報システム(<u>エマージェンシーコール</u>)を活用する。	用語の適正化(別システムの構築のため)
P. 36 第2編 第1章 第1節 1(4)	県における組織・体制の整備	<u>(削除)</u>	(4) 県対策本部員の招集手段の確保 武力攻撃災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、対策本部員をパトカー等により搬送する。	制度の変更

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 36 第2編 第1章 第1節 1(5)	県における組織・体制の整備	(4) 参集が困難な場合の対応 県対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。	(5) 参集が困難な場合の対応 県対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。	用語の適正化(項の繰り上げ)
P. 46 第2編 第1章 第4節 1(2)	通信の確保	(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 ② 運用面 ア (略) イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信 輻輳 時及び途絶時並びに庁舎への(略) ウ (略) エ 無線通信系の通信 輻輳 時の混信等の対策に十分留意し、(略)	(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 ② 運用面 ア (略) イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信 ふくそう 時及び途絶時並びに庁舎への(略) ウ (略) エ 無線通信系の通信 ふくそう 時の混信等の対策に十分留意し、(略)	用語の適正化
P. 48 第2編 第1章 第2節 2(1)	通信の確保	2 情報通信機器等の活用 (1) 全国瞬時警報システム(Jアラート) <u>弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである全国瞬時警報システム(Jアラート)により情報伝達される。なお、情報伝達手段については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町防災行政無線等多重化を推進し、住民へ迅速かつ確実に情報を伝達する。</u>	2 情報通信機器等の活用 (1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT) <u>消防庁が整備を進めている「全国瞬時警報システム」の整備を推進し、県民に対して迅速に警報を通知、伝達するシステムの構築を図る。</u>	用語の適正化
P. 49 第2編 第1章 第4節 2(5)	通信の確保	(5) 通信事業者回線等 ② 自衛隊とのホットライン 災害対策センターに設置し、陸上自衛隊第3師団(伊丹市)、第3特科隊(姫路市)、海上自衛隊阪神基地隊(東灘区)を結んでいるホットラインを活用する。	(5) 通信事業者回線等 ② 自衛隊とのホットライン 災害対策センターに設置し、陸上自衛隊第3師団(伊丹)、第3特科隊(姫路)、海上自衛隊阪神基地隊(東灘区)を結んでいる 手回し発電式 のホットラインを活用する。	老朽化による機器更新のため
P. 59 第2編 第2章 3(3)	避難及び救援に関する平素からの備え	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。)に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の 運用 を図る。 <u>但し、県が保有する車両(県が締結した協定に係る機関の保有する車両を含む。)に係る事前届出・確認制度の運用は知事が行う。</u>	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。)に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の 整備 を図る。	県警との業務分担内容の見直し(申合せ書締結(H28.7.7))による追記

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 61 第2編 第2章 4(5)	避難及び救援に関する平素からの備え	(5) 避難施設データベースの共有化 【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】 ○24時間避難対応が可能な施設 ○施設の名称(略) ○構造(コンクリート造・その他、階段) ○地下の避難が可能な施設(略)	(5) 避難施設データベースの共有化 【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】 ○新設 ○施設の名称(略) ○構造(コンクリート造・その他、階段) ○新設	避難施設のデータベース化の書式に24時間避難対応が可能な施設等が追加されたため
P. 61 第2編 第2章 5(1)	避難及び救援に関する平素からの備え	① 災害医療情報ネットワークの形成 県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、 <u>兵庫県広域災害・救急医療情報システム専用のインターネット回線</u> や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、兵庫県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院、消防機関等による情報ネットワークを形成する。	① 災害医療情報ネットワークの形成 県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、 <u>IP電話(インターネットの通信手段を利用した電話)回線</u> や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院、消防機関等による情報ネットワークを形成する。	兵庫県広域災害・救急医療情報システム更新時にシステム見直しを行った際にIP電話の廃止を行ったため。
P. 62 第2編 第2章 5(1)	避難及び救援に関する平素からの備え	② 救急搬送システムの整備 県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、 <u>兵庫県広域災害・救急医療情報システム</u> 等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、 <u>SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)</u> 、DMATカーの整備促進等に努める。	② 救急搬送システムの整備 県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、広域災害・救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、 <u>SUC(広域搬送拠点臨時医療施設)</u> 、DMATカーの整備促進等に努める。	名称の変更のため
P. 62 第2編 第2章 5(1)	避難及び救援に関する平素からの備え	④ 機動性のある医療チーム(兵庫県DMAT)等の整備 ア 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT(以下、「 <u>兵庫DMAT</u> という。’)の運用方法を定めるとともに、通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。 イ (略)	④ 機動性のある医療チーム(兵庫県DMAT)等の整備 ア 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT(以下、「 <u>兵庫DMAT</u> という。’)の運用方法を定めるとともに、通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。 イ (略)	用語の適正化
P. 64 第2編 第2章 5(1)⑥	避難及び救援に関する平素からの備え	【災害拠点病院】 (病院名) (備考) <u>県立淡路医療センター</u> 県立加古川医療センター <u>救命救急センター</u> (開設者) <u>地方独立行政法人神戸市民病院機構</u> <u>独立行政法人国立病院機構</u>	【災害拠点病院】 (病院名) (備考) <u>県立淡路病院</u> 県立加古川医療センター <u>記載無し</u> (開設者) <u>地方行政独立法人</u> <u>国立病院機構</u>	名称が変更と平成21年11月に救命救急センターとしての指定を受けたため追加

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 73 第2編 第4章 1(1)	物資及び資材の備蓄、整備	4 木材 県は、農林(水産)振興事務所及び兵庫県木材業協同組合連合会を通じて、県内木材産業の現状及び木材の生産・流通動向を定期的に調査し、県内木材供給可能性を把握する。	4 木材 県は、農林振興事務所及び兵庫県木材業協同組合連合会を通じて、県内木材産業の現状及び木材の生産・流通動向を定期的に調査し、県内木材供給可能性を把握する。	用語の適正化
P. 78 第3編 第1章 第1節 1(1)	危機管理対策本部等における初動体制	(1) 危機管理対策本部 ③ 組織構成 本部員：理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長	(1) 危機管理対策本部 ③ 組織構成 本部員：各理事、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長	組織の改編のため(技術系理事が独立し、技監となった。)
P. 79 第3編 第1章 第1節 1(2)	危機管理対策本部等における初動体制	(2) 危機管理連絡会議 ③ 組織構成 構成員：防災計画課長	(2) 危機管理連絡会議 ③ 組織構成 構成員：防災計画参事	組織の改編等のため
P. 81 第3編 第1章 第2節 1(1)	県対策本部等の設置	1 県対策本部の設置 (1) 県対策本部の設置手順 ③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集 県対策本部事務局員は、県対策本部員、本部連絡員等に対し、緊急通報システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。	1 県対策本部の設置 (1) 県対策本部の設置手順 ③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集 県対策本部事務局員は、県対策本部員、本部連絡員等に対し、緊急通報システム(エマージェンシーコール)等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。 <u>また、交通の途絶等により、パトカーによる対策本部員の搬送が必要な場合は、県警察に対し、配車が必要な対策本部員(県庁近傍に居住していない県幹部)名を伝え、パトカー配車を依頼する。</u>	用語の適正化(別システムの構築のため)及び制度の変更
P. 82 第3編 第1章 第1節 1(3)	県対策本部等の設置	(3) 県対策本部の組織構成及び機能 ① 組織構成 本部員：理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長	(3) 県対策本部の組織構成及び機能 ① 組織構成 本部員：各理事、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長	組織の改編のため
P. 83 第3編 第1章 第2節 1(3)	県対策本部等の設置	(3) 県対策本部の組織構成及び機能 ② 各部の機能 【部】 事務局(防災企画局、災害対策局、 <u>広域企画室</u>)	(3) 県対策本部の組織構成及び機能 ② 各部の機能 【部】 事務局(防災企画局、災害対策局)	組織の改編による事務局の追加のため

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 84 第3編 第1章 第2節 1(3)	県対策本部等の設置	(3) 県対策本部の組織構成及び機能 ① 事務局の組織及び役割 <u>別表のとおり(番号7)</u>	(3) 県対策本部の組織構成及び機能 ① 事務局の組織及び役割 別表のとおり(番号7)	事務局の組織及び役割の変更のため
P. 85 第3編 第1章 第2節 1(4)	県対策本部等の設置	(4) 対策地方本部の設置 県対策本部が設置された場合において、各地域においても保護措置を実施する必要があると認める場合は、県対策本部長は、各県民局・ <u>県民センター</u> に対策地方本部(地方本部長: 県民局長・ <u>県民センター長</u>)を設置する。	(4) 対策地方本部の設置 県対策本部が設置された場合において、各地域においても保護措置を実施する必要があると認める場合は、県対策本部長は、各県民局に対策地方本部(地方本部長: 県民局長)を設置する。	組織の改編のため
P. 88 第3編 第1章 第3節 1(3)	通信の確保	(3) 通信 <u>輻輳</u> により生じる混信等の対策 県は、武力攻撃事態等における通信 <u>輻輳</u> により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。	(3) 通信 <u>ふくそう</u> により生じる混信等の対策 県は、武力攻撃事態等における通信 <u>ふくそう</u> により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。	用語の適正化
P. 88 第3編 第1章 第3節 2(2)	通信の確保	(2) 兵庫県防災行政無線 ① 衛星系 県、市町等は、被災、 <u>輻輳</u> 等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系)を使用して関係機関との通信を確保するものとする。 ア 通信統制の実施 県は、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、 <u>災害対策課長</u> 又は河川整備課長(重複の場合は、 <u>災害対策課長</u> を優先)から通信統制を行う。 イ(略) ウ 優先回線の確保 県は、災害時に衛星通信回線が不足する場合には、 <u>(一財)</u> 自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼する。	(2) 兵庫県防災行政無線 ① 衛星系 県、市町等は、被災、 <u>ふくそう</u> 等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系)を使用して関係機関との通信を確保するものとする。 ア 通信統制の実施 県は、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、 <u>防災情報室長</u> 又は河川整備課長(重複の場合は、 <u>防災情報室長</u> を優先)から通信統制を行う。 イ(略) ウ 優先回線の確保 県は、災害時に衛星通信回線が不足する場合には、 <u>(財)</u> 自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼する。	用語の適正化、組織の改編
P. 92 第3編 第2章 4(1)	関係機関との連携	4 他の都道府県との連携 (1) 近隣府県との情報共有等 ① (略) ② 生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所(県健康福祉事務所)、地方衛生研究所(県健康 <u>生活</u> 科学研究所)などの機関は、特に緊密な情報の共有を図る。	4 他の都道府県との連携 (1) 近隣府県との情報共有等 ① (略) ② 生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所(県健康福祉事務所)、地方衛生研究所(県健康 <u>環境</u> 科学研究所 <u>センター</u>)などの機関は、特に緊密な情報の共有を図る。	名称の変更のため
P. 98 第3編 第4章 1(1)	警報の通知及び伝達	【県による警報の通知先】 災害対策課→各部局総務 <u>担当</u> 課 → 各課室 → 各地方機関 →各県民局・ <u>県民センター</u> 防災担当課 → 各部	【県による警報の通知先】 災害対策課→各部局総務課 → 各課室 → 各地方機関 →各県民局防災担当課 → 各部	組織の改編のため

変更箇所	項目名 (節)	変更案	現行	変更の理由
P. 99 第3編 第4章 2(2)	警報の通知 及び伝達	(2) 警報の伝達方法 市町は、 <u>全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により</u> 、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。 また、市町は、広報車の使用（略）	(2) 警報の伝達方法 市町は、 <u>当面、防災行政無線その他の現在保有する伝達手段に基づき</u> 、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。 また、市町は、広報車の使用（略）	用語の適正化
P. 105 第3編 第5章 第1節 3(1)	避難の指示 等	3 避難の指示の際の調整 ② 避難施設の選定 ア 県は、避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択する。なお、避難施設データベースにより条件を検索し、避難施設の候補の選定を行うものとする。 イ 県は、高齢者、障害者等の状況等を踏まえ、福祉避難所としての機能を有する避難施設の確保に配慮する。	3 避難の指示の際の調整 ② 避難施設の選定 ア 県は、避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択する。なお、避難施設データベース <u>策定後においては、当該データベース</u> により条件を検索し、避難施設の候補の選定を行うものとする。 イ 県は、 <u>要避難住民である</u> 高齢者、障害者等の状況等を踏まえ、福祉避難所としての機能を有する避難施設の確保に配慮する。	用語の適正化
P. 111 第3編 第5章 第2節 1(2)	避難住民の 誘導	(2) 避難実施要領の伝達・通知 市町長は、避難実施要領を定めたときは、（略）また、管轄する県地方対策本部長（県民局長・ <u>県民センター長</u> ）にも、併せて通知するものとする。	(2) 避難実施要領の伝達・通知 市町長は、避難実施要領を定めたときは、（略）また、管轄する県地方対策本部長（県民局長）にも、併せて通知するものとする。	組織の改編のため
P. 114 第3編 第5章 第3節 1	避難の類型	1 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、 <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。</u> （略） （図表） ・近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設 ・ <u>近傍の</u> 建築物の地階 等	1 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。</u> （略） （図表） ・近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設 ・建築物の地階 等	用語の適正化
P. 118 第3編 第5章 第4節 2(3)	避難に当 たって留意 すべき事項	(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ①弾道ミサイル攻撃に伴う（略）このため、知事は、できるだけ、 <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に住民を避難させる。</u>	(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ①弾道ミサイル攻撃に伴う（略）このため、知事は、できるだけ <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に住民を避難させる。</u>	用語の適正化
P. 120 第3編 第6章 第1節 1	救援の実施	1 救援の実施（法75、令9） 知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による <u>救援</u> の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づき、（略）	1 救援の実施（法75、令9） 知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による <u>救護</u> の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づき、（略）	用語の適正化

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 123 第3編 第6章 第2節 1(1)	救援に必要な物資の確保等	1 物資の売渡しの要請等 【救援の実施に必要な物資】 ⑨ その他内閣総理大臣が定めるもの	1 物資の売渡しの要請等 【救援の実施に必要な物資】 ⑨ その他厚生労働大臣が定めるもの	用語の適正化
P. 127 第3編 第6章 第3節 1(2)	救援の実施方法	(2) 応急仮設住宅 ① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法 ア (略) イ 県は、市町から要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合は、あらかじめ締結する協定に基づき、次の事項を可能な限り示して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。 ② 応急仮設住宅の構造 イ 高齢者、障害者等を收容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。	(2) 応急仮設住宅 ① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法 ア (略) イ 県は、市町から要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合は、あらかじめ締結する協定に基づき、次の事項を可能な限り示して、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。 ② 応急仮設住宅の構造 イ 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を收容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。	平成28年度に、(一社)全国木造建設事業協会と応急仮設住宅に関する協定を新たに締結したため追記と災害対策基本法の改正に伴うため
P. 133 第3編 第6章 第3節 4(3)	救援の実施方法	(3) 救護班の派遣等 ③ 国立病院への救護班等の派遣要請 ア (略) イ 神戸大学医学部付属病院、神戸平成病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが救護班の派遣要請を行うこととする。	(3) 救護班の派遣等 ③ 国立病院への救護班等の派遣要請 ア (略) イ 神戸大学医学部付属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが救護班の派遣要請を行うこととする。	名称の変更のため
P. 133 第3編 第6章 第3節 4(3)	救援の実施方法	⑦ 県は、医薬品等の確保について、必要に応じて、次の要請を行う。 ア (略) イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請	⑦ 県は、医薬品の確保について、必要に応じて、次の要請を行う。 ア (略) イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請	用語の適正化(医療機器も含むため)と名称の変更のため
P. 135 第3編 第6章 第3節 4(9)	救援の実施方法	① 品目 県、市町等は、次の品目の医薬品等を確保するものとする。 表中「主な医薬品等」 ②調達方法 ア 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、(略)補給を行うものとする。 イ (略) ウ 県は、(略)兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化する。	① 品目 県、市町等は、次の品目の医薬品を確保するものとする。 表中「主な医薬品」 ②調達方法 ア 市町は、救護所等で使用する医薬品を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品は、(略)補給を行うものとする。 イ (略) ウ 県は、(略)兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化する。	用語の適正化(包帯等含む)と名称の変更のため

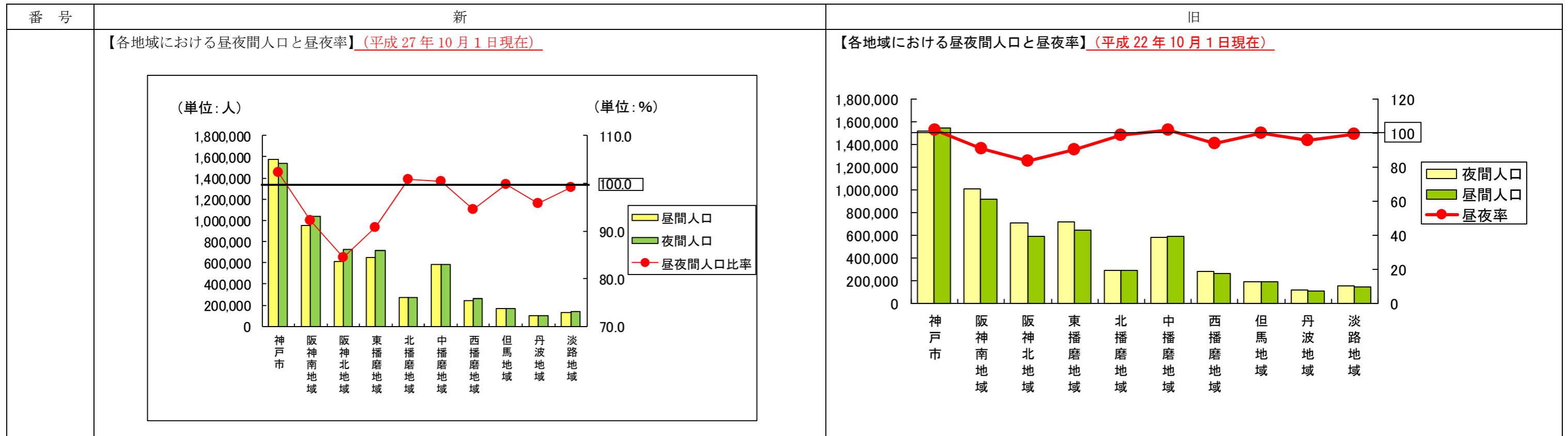
変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 136 第3編 第6章 第3節 4(11)	救援の実施方法	(11) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項 ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、 被ばく医療活動 を行うよう要請するものとされている。 イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療 研究 センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる 被ばく医療に係る医療チーム は、県対策本部のもとで、(略)	(11) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項 ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、 緊急被ばく医療活動 を行うよう要請するものとされている。 イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる 緊急被ばく医療派遣チーム は、県対策本部のもとで、(略)	名称の変更のため
P. 141 第3編 第7章 1	安否情報の収集・提供	県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃等における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、次のとおり示す。	県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃等における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報 収 システム」という。)等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、次のとおり示す。	用語の適正化
P. 142 第3編 第7章 2	安否情報の収集・提供	2 総務大臣への報告(法94Ⅱ) 県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号 及び第2号 に必要事項を記載し、電子メール、FAX等により消防庁へ送付する。	2 総務大臣への報告(法94Ⅱ) 県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載し、電子メール、FAX等により消防庁へ送付する。	用語の適正化
P. 144 第3編 第7章 3(2)	安否情報の収集・提供	(2) 安否情報の回答(法95Ⅰ) ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。 【様式 第5号 】(安否情報省令4)	(2) 安否情報の回答(法95Ⅰ) ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。 【様式 第6号 】(安否情報省令4)	用語の適正化
P. 145 第3編 第7章 5(1)	安否情報の収集・提供	(1) 市町による安否情報の収集・提供 ① (略) ② 市町による安否情報の収集は、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	(1) 市町による安否情報の収集・提供 ① (略) ② 市町による安否情報の収集は、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、 外国人登録原票 等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	住民基本台帳法改正のため

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P. 156 第3編 第8章 第3節 2(1)	生活関連等 施設の安全 確保	<p>【危険物質等の種類】 (5号) 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。)</p> <p>(6号) 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)</p> <p>(8号) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</p>	<p>【危険物質等の種類】 (5号) 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。)</p> <p>(6号) 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)</p> <p>(8号) 薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</p>	国民保護施行令の変更と薬事法の名称改正のため
P. 157 第3編 第8章 第3節 2(2)	生活関連等 施設の安全 確保	<p>【危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置】 (8号) ・施行令第28条に規定する危険物資等 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の毒薬及び劇薬 ・知事が命ずる措置の対象 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</p>	<p>【危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置】 (8号) ・施行令第28条に規定する危険物資等 薬事法の毒薬及び劇薬 ・知事が命ずる措置の対象 薬事法施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</p>	薬事法の名称改正のため
P. 160 第3編 第8章 第4節 1(7) (8)(9)	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処 (7) 安定ヨウ素剤の服用 県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、地域防災計画(原子力等防災計画)の定めの例により行うものとする。</p> <p>(8) 略 (9) 飲食物の摂取制限等 県は、必要に応じ、食料物の摂取制限等の措置について、地域防災計画(原子力等防災計画)の定めの例により行うものとする。</p>	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処 (7) 安定ヨウ素剤の配布 県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示する。</p> <p>(8) 略 (9) 食品等による被ばくの防止 県は、国対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。 この場合において、食品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。</p>	防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴うもの

変更箇所	項目名(節)	変更案	現行	変更の理由
P.162 第3編 第8章 第4節 2(4)	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	(4) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃等の場合 (略) イ 生物剤による攻撃の場合 県は、(略)健康科学研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。	(4) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃等の場合 (略) イ 生物剤による攻撃の場合 県は、(略)健康環境科学研究中心は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。	名称の変更のため
P164 第3編 第9章 1(1)	被災情報の収集・報告及び公表	1 被災情報の収集・報告 (1) 被災情報の収集 ① 県は、(略) ② 県は、(略)市町は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知(平成29年2月7日消防令第11号消防庁長官通知(一部改正)))に基づき、県に報告するものとする。 【火災・災害等即報要領様式】 別表のとおり(番号8) (2) 被災情報の報告 ① 県から(略) ② 市町から県への報告 ア 市町は、報告すべき武力攻撃災害等を覚知したときは、火災・災害等即報要領に基づき、 迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するものとする。	1 被災情報の収集・報告 (1) 被災情報の収集 ① 県は、(略) ② 県は、(略)市町は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知)に基づき、県に報告するものとする。 【火災・災害等即報要領様式】 別表のとおり(番号8) (2) 被災情報の報告 ① 県から(略) ② 市町から県への報告 ア 市町は、報告すべき武力攻撃災害等を覚知したときは、火災・災害等即報要領に基づき、 原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、 分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するものとする。	様式変更等のため
P166 第3編 第9章 1(2)	被災情報の収集・報告及び公表	【県対策本部における調査事項及び調査(報告)系統】 各部共通-公有財産の被害 各部総務 担当 課←各部各課室 企画県民部-ボランティア活動状況 総務課← 県民生活課	【県対策本部における調査事項及び調査(報告)系統】 各部共通-公有財産の被害 各部総務課←各部各課室 企画県民部-ボランティア活動状況 総務課← 協働推進室	組織の改編のため
P167 第3編 第9章 1(2)	被災情報の収集・報告及び公表	健康福祉部 社会福祉施設等の被害 高齢政策課、ユニバーサル推進課	健康福祉部 社会福祉施設等の被害 高齢対策課、障害者支援課	組織の改編のため
P168 第3編 第9章 1(2)	被災情報の収集・報告及び公表	産業労働部 産業・雇用関係被害 県民局・県民センター(商工労政 担当)	産業労働部 産業・雇用関係被害 県民局・県民センター(商工労政 課)	各県民局・センターで所管課の名称が異なるため。(但馬は地域づくり課産業観光担当が所管)

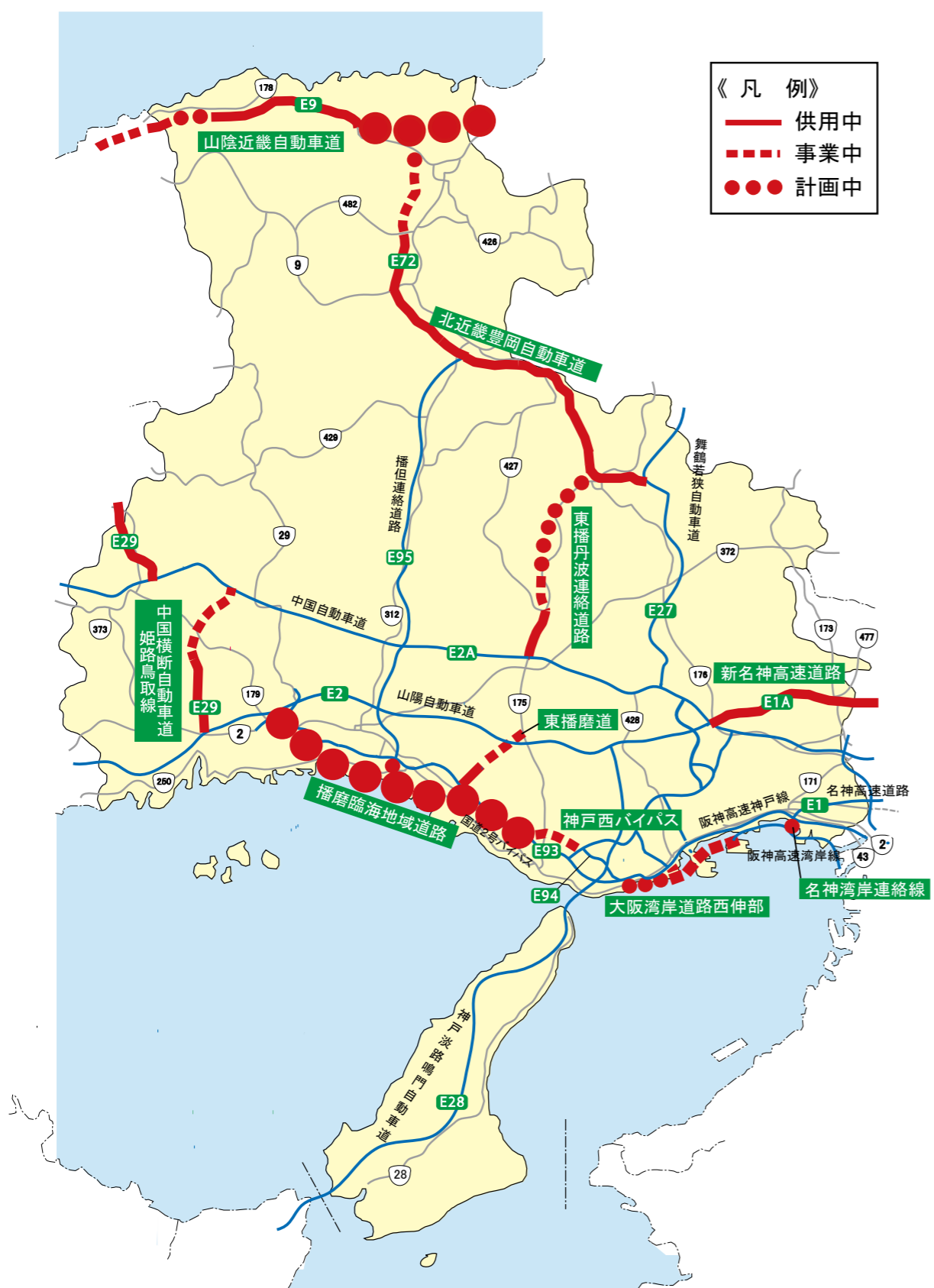
変更箇所	項目名 (節)	変更案	現 行	変更の理由
P168 第3編 第9章 1(2)	被災情報の 収集・報告 及び公表	農政環境部 治山・林道建設被害 <u>(削除)</u>	農政環境部 治山・林道建設被害 <u>但馬高原林道建設事務所〔県管理〕</u>	事務所はすでに閉鎖され、所管事務は朝来農林振興事務所に移管されている。
P168 第3編 第9章 1(2)	被災情報の 収集・報告 及び公表	<u>農政環境部</u> 廃棄物処理施設の被害	<u>環境担当部長</u> 廃棄物処理施設の被害	組織の改編のため (環境整備課が農政環境部に吸収された。)
P171 第3編 第10章 1(4)	保健衛生の 確保その他 の措置	(4) 栄養改善対策 ①県及び市町は、 <u>県栄養士会と連携して</u> 、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施するものとする。 また、県及び保健所設置市は、 <u>給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施するものとする。</u>	(4) 栄養指導対策 ①県及び市町は、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施するものとする。 また、県及び保健所設置市は、 <u>給食施設等を巡回し、状況を把握するとともに、巡回指導等を実施するものとする。</u>	用語の適正化（地域防災計画との統一性を図るため）
P172 第3編 第10章 1(5)	保健衛生の 確保その他 の措置	(5) こころのケア対策 ①県は、(略)精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師等による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神的関与を行う。	(5) こころのケア対策 ①県は、(略)精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神的関与を行う。	用語の適正化（他の職種もあるため）
P189 第3章 第4編 4(1)	財政上の措 置等	4 県民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 県民の権利利益の迅速な救済 ② 県における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した課室において処理するものとし、 <u>災害対策課</u> は、その取りまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、文書課が補佐する。	4 県民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 県民の権利利益の迅速な救済 ② 県における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した課室において処理するものとし、 <u>防災計画室</u> は、その取りまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、文書課が補佐する。	組織の改編のため (防災計画室から危機管理業務が災害対策課に移管された。)

番号	新	旧
1	<p>【各都市の月別平均気温及び降水量 (2008年～2017年)】 (気象庁ホームページより)</p> <p>神戸 (年平均気温17.0℃、年降水量1339mm) 姫路 (年平均気温15.6℃、年降水量1394.2mm) 豊岡 (年平均気温14.7℃、年降水量2136.8mm) 洲本 (年平均気温15.6℃、年降水量1729.7mm)</p>	<p>【各都市の月別平均気温及び降水量 (平均値年)】 (気象庁ホームページより)</p> <p>神戸 (年平均気温16.5、年降水量1264.7) 姫路 (年平均気温14.9、年降水量1234.5) 豊岡 (年平均気温14.0、年降水量1987.9) 洲本 (年平均気温15.3、年降水量1457.4)</p>
2	<p>【各地域における年齢別人口】 (平成27年10月1日現在)</p> <p>(単位:人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 老年人口 65歳以上 ■ 生産年齢人口 15～64歳 ■ 年少人口 15歳未満 <p>神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域</p>	<p>【各地域における年齢別人口】 (平成22年10月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 老年人口 65歳以上 ■ 生産年齢人口 15～64歳 ■ 年少人口 0～14歳 <p>神戸市、阪神南地域、阪神北地域、東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域</p>

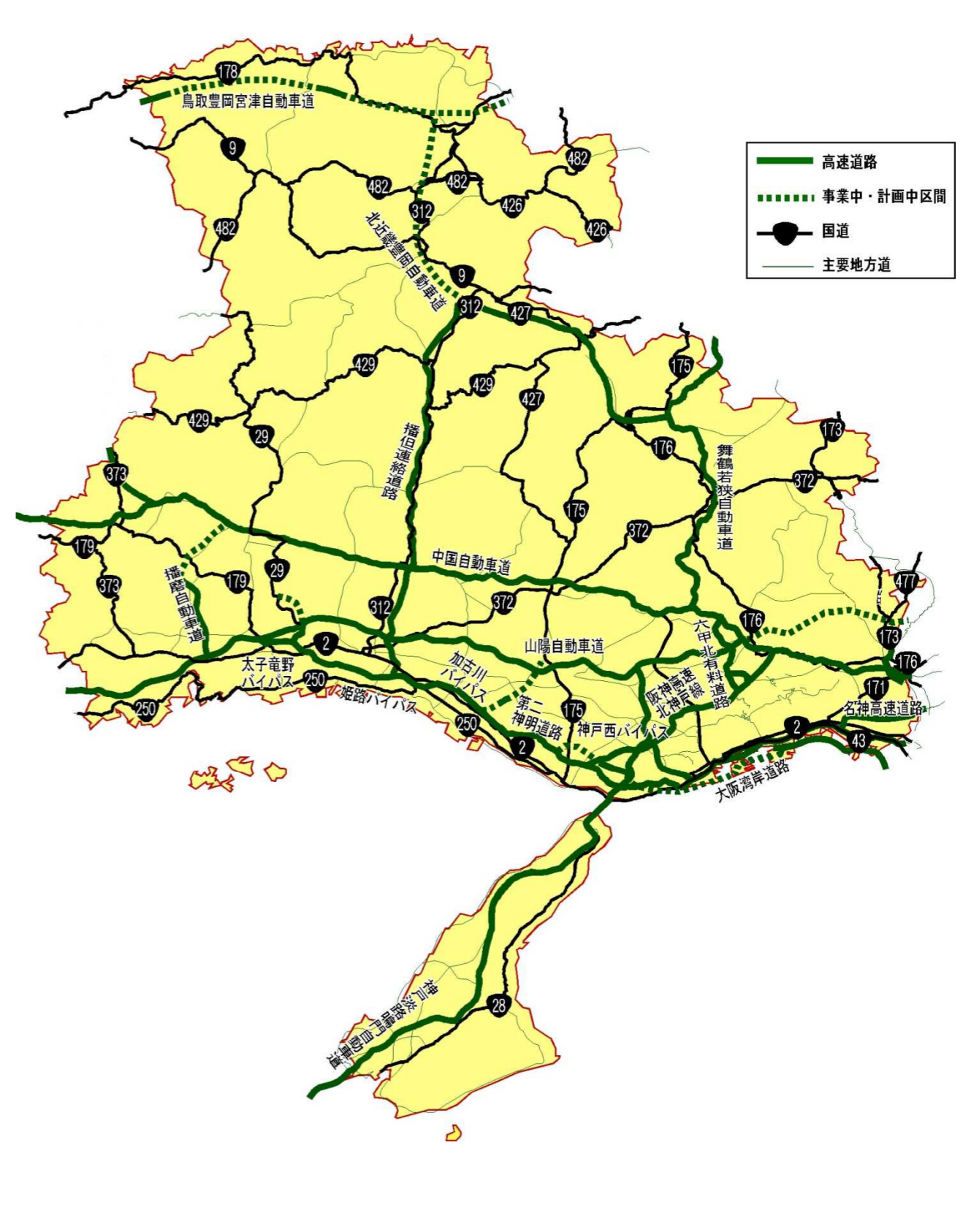


番 号	新							旧								
		指区 間 定外	県	<u>878.1</u>	<u>840.1</u>	<u>95.7%</u>	<u>873.0</u>	99.4%			神 戸 市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100 %
		神 戸 市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100 %			計	<u>1494.3</u>	<u>1,454.4</u>	97.3%	<u>1,489.2</u>	99.7%	
		計	<u>1498.5</u>	<u>1,457.9</u>	97.3%	<u>1,493.4</u>	99.7%									
	法区 公	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延 長	舗装率			法区 公	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延 長	舗装率
県	主 要	県	<u>1,577.9</u>	<u>1,457.0</u>	<u>92.3%</u>	<u>1,560.2</u>	<u>98.9%</u>	主 要	県	<u>1,571.0</u>	<u>1,446.9</u>	<u>92.1%</u>	<u>1,548.8</u>	<u>98.6%</u>		
		神 戸 市	<u>264.4</u>	<u>233.8</u>	<u>88.4%</u>	<u>258.5</u>	97.8%		神 戸 市	<u>263.8</u>	<u>230.8</u>	<u>87.5%</u>	<u>258.0</u>	97.8%		
	一 般	県	<u>2,402.5</u>	<u>1,709.6</u>	<u>71.2%</u>	<u>2,196.7</u>	91.4%	一 般	県	<u>2,406.5</u>	<u>1,701.8</u>	<u>70.7%</u>	<u>2,199.2</u>	91.4%		
		神 戸 市	<u>93.7</u>	<u>74.7</u>	<u>79.7%</u>	<u>85.4</u>	91.1%		神 戸 市	<u>93.4</u>	<u>70.7</u>	<u>75.7%</u>	<u>85.1</u>	91.1%		
		阪高神戸西宮線 ※	25.3	25.3	100 %	25.3	100 %		阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100 %	25.3	100 %		
		阪高大阪西宮線 ※	7.3	7.3	100 %	7.3	100 %		阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100 %	7.3	100 %		
		阪高北神戸線 ※	32.3	32.3	100 %	32.3	100 %		阪高北神戸線	32.3	32.3	100 %	32.3	100 %		
		阪高湾岸線 ※	14.3	14.3	100 %	14.3	100 %		阪高湾岸線	14.3	14.3	100 %	14.3	100 %		
		阪高大阪池田線 ※	2.6	2.6	100 %	2.6	100 %		阪高大阪池田線	2.6	2.6	100 %	2.6	100 %		
		計	<u>4,420.3</u>	<u>3,556.9</u>	<u>80.5%</u>	<u>4,182.6</u>	<u>94.6%</u>		計	<u>4,416.5</u>	<u>3,532.0</u>	<u>80.0%</u>	<u>4,172.9</u>	<u>94.5%</u>		
市 町 村 道	主 要 市 道	主要市道	42.2	42.2	100 %	42.2	100 %	主 要 市 道	主要市道	42.2	42.2	100 %	42.2	100 %		
		他の神戸市道	<u>5,538.3</u>	<u>3,248.7</u>	<u>58.7%</u>	<u>4,020.4</u>	<u>72.6%</u>		他の神戸市道	<u>5,472.2</u>	<u>3,116.7</u>	<u>57.0%</u>	<u>3,894.4</u>	<u>71.2%</u>		
	神 戸 道	阪高北神戸線	3.3	3.3	100 %	3.3	100 %	神 戸 道	阪高北神戸線	3.3	3.3	100 %	3.3	100 %		
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100 %	1.2	100 %		阪高湾岸線	1.2	1.2	100 %	1.2	100 %		
	村 道	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %	村 道	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %		
		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %		
		神戸市以外の40市町道	<u>24,932.5</u>	<u>15,063.5</u>	<u>60.4%</u>	<u>21,655.6</u>	<u>86.9%</u>		神戸市以外の40市町道	<u>24,751.8</u>	<u>14,679.1</u>	<u>59.3%</u>	<u>21,396.8</u>	<u>86.4%</u>		
	計	<u>30,535.1</u>	<u>18,376.5</u>	<u>60.2%</u>	<u>25,740.3</u>	<u>84.3%</u>		計	<u>30,279.8</u>	<u>17,851.6</u>	<u>59.0%</u>	<u>25,347.0</u>	<u>83.7%</u>			
総	計	<u>34,955.4</u>	<u>21,933.4</u>	<u>62.7%</u>	<u>29,922.9</u>	<u>85.6%</u>	総	計	<u>34,696.3</u>	<u>21,383.6</u>	<u>61.6%</u>	<u>29,519.9</u>	<u>85.1%</u>			

【兵庫県内の主な道路】(平成30年4月1日現在)



【兵庫県内の主な道路】



番 号	新								旧							
4	(3) 第3セクター鉄道								(3) 第3セクター鉄道							
	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備 考	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備 考
	北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業	北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	〃	〃	〃
	北近畿タンゴ鉄道(株)	宮 津 線 (<u>京都丹後鉄道</u>)	<u>コノトリの郷</u> (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 (一部 電化)	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種 鉄道事業者) 第二種鉄道事業者:WILLER TRAINS(株) 県内通過分は7.4km	北近畿タンゴ鉄道(株)	宮 津 線	<u>但馬三江</u> (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	〃	平成2年4月1日開業 県内通過分は7.4km
	智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	非電化	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km	智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	〃	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km
	神戸高速 鉄道(株)	東 西 線	西 代	阪急三宮 ・阪神元町	(5.7.5.0) 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業	神戸高速 鉄道(株)	東 西 線	西 代	阪急三宮 ・阪神元町	(5.7.5.0) 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業
		南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃			南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃	
		北 神 線	新神戸	谷 上	7.5	〃	〃	昭和63年4月2日開業 平成14年4月1日(第三種 鉄道事業者) 第二種事業者:北神急行電鉄 株		北 神 線	新神戸	谷 上	7.5	〃	〃	平成14年4月1日 第三種事業者:北神急行 電鉄株
	神戸新交通(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複8.2 単2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業	神戸新交通(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複8.2 単2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業
		神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業		神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業
	関西高速 鉄道(株)	J R東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	県内通過分は1.2km 平成9年3月8日完成・開業	関西高速 鉄道(株)	J R東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	県内通過分は1.2km 平成9年3月8日完 成・開業
	計	6社9線	—	—	74.1	—	—	県内通過分合計 81.0km	計	6社9線	—	—	74.1	—	—	県内通過分合計 81.0km
	(4) 私鉄 (JR西日本を除く)								(4) 私鉄 (JR西日本を除く)							
	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備 考	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備 考
神戸電鉄 (株)	有馬線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複 線	神戸電鉄 (株)	有馬線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複 線	
	三田線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線		三田線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線	
	公園都市 線	横 山	ウッディ タウン中央	5.5	単	〃			公園都市 線	横 山	ウッディ タウン中央	5.5	単	〃		
	栗生線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川 池信号場～押部谷(5.9km) 複線		栗生線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川 池信号場～押部谷(5.9km) 複線	
山陽電気 鉄道(株)	本 線	西 代	<u>山陽姫路</u>	54.7	複	〃		山陽電気 鉄道(株)	本 線	西 代	<u>姫 路</u>	54.7	複	〃		
	網干線	飾 磨	<u>山陽網干</u>	8.5	単	〃			網干線	飾 磨	<u>網 干</u>	8.5	単	〃		
能勢電鉄 (株)	妙見線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単・複	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km)複 線	能勢電鉄 (株)	妙見線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単・複	〃	県内通過分は10.2km 川西能勢口～山下(8.2km)複 線	
	日生線	山 下	日生中央	2.6	複	〃			日生線	山 下	日生中央	2.6	複	〃		
阪急電鉄 (株)	神 戸 線	園 田 (梅 田)	<u>神戸三宮</u>	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km	阪急電鉄 (株)	神 戸 線	園 田 (梅 田)	<u>三 宮</u>	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km	
	今津線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津 1.6km)		今津線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津 1.6km) 北線(西宮北口～宝塚)	

番 号	新							旧									
								北線(西宮北口～宝塚7.7km)									
		伊丹線	塚口	伊丹	3.1	〃	〃		伊丹線	塚口	伊丹	3.1	〃	〃			
		甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	〃		甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	〃			
		宝塚線	川西能勢口(梅田)	宝塚	7.3 (24.5)	複	〃	県内通過分は7.9km	宝塚線	川西能勢口(梅田)	宝塚	7.5 (24.6)	複	〃			県内通過分は8.1km
	阪神電気鉄道(株)	本線	杭瀬(梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃	県内通過分は25.6km	本線	杭瀬(梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃			県内通過分は25.6km
		阪神なんば線	大物(大阪難波)	尼崎	0.9 (10.1)	〃	〃	県内通過分は1.6km	阪神なんば線	大物(西九条)	尼崎	0.9 (6.3)	〃	〃			県内通過分は1.6km
		武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃		武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃			
	計	5社16線	—	—	218.5	—	—	県内通過分合計 222.9km	計	5社16線	—	—	218.7	—	—		県内通過分合計 223.2km

(5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェー)

会社	線名	自	至	営業キロ(km)	備考
能勢電鉄(株)	鋼索線	黒川	ケーブル山上	0.6	
<u>六甲山観光(株)</u>	〃	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	
(一財)神戸すまいまちづくり公社	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
〃	〃	<u>ハープ園山麓</u>	<u>ハープ園山頂</u>	1.5	
姫路市	〃	書写	書写山上	0.8	平成21年4月1日から神姫バス(株)が受託
山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	<u>6</u> 社9線	—	—	10.4	

(5) 普通索道(ケーブルカー・ロープウェー)

会社	線名	自	至	営業キロ(km)	備考
能勢電鉄(株)	鋼索線	黒川	ケーブル山上	0.6	
(一財)神戸すまいまちづくり公社	〃	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	
	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
〃	〃	<u>北野1丁目</u>	<u>布引ハープ園</u>	1.5	
姫路市	〃	書写	書写山上	0.8	平成21年4月1日から神姫バス(株)が受託
山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	<u>5</u> 社9線	—	—	10.4	

5

(3) 相互応援協定の締結等

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成都道府県等
<u>兵庫県及び市町相互間の災害時相互応援協定</u>	<u>平成18年11月1日</u>	<u>全市町</u>
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成24年5月18日	全国都道府県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	平成24年10月25日	鳥取県、関西広域連合
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成23年10月31日	九州地方知事会、関西広域連合
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	平成26年3月6日	神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、関西広域連合

(3) 相互応援協定の締結等

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成都道府県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成24年5月18日	全国都道府県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	平成24年10月25日	鳥取県、関西広域連合
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成23年10月31日	九州地方知事会、関西広域連合
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	平成26年3月6日	神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、関西広域連合
災害時の相互応援に関する協定	平成8年5月31日	岡山県、鳥取県

番号	新			旧		
	<u>関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</u> 平成29年6月5日 <u>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</u>			防災協力及び災害時相互応援に関する協定	平成17年10月23日	新潟県
	<u>関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定</u> 平成29年6月6日 <u>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</u>					
	災害時の相互応援に関する協定	平成8年5月31日	岡山県、鳥取県			
	防災協力及び災害時相互応援に関する協定	平成17年10月23日	新潟県			

6	(2)関係機関との協定の締結 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】				(2)関係機関との協定の締結 【参考：防災のための関係機関との協定一覧】					
分野	協定名称	締結日	相手方		分野	協定名称	締結日	相手方		
<u>放送</u>	災害時における放送要請に関する協定	昭和53年4月1日	日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西		<u>放送</u>	災害時における放送要請に関する協定	昭和53年4月1日	日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西		
		平成3年4月1日	兵庫エフエムラジオ放送（現兵庫エフエム放送）				平成3年4月1日	兵庫エフエムラジオ放送（現兵庫エフエム放送（株））		
		平成8年6月14日	毎日放送、朝日放送 <u>グループホールディングス</u> 、関西テレビ放送、讀賣テレビ放送、大阪放送				平成8年6月14日	毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、讀賣テレビ放送、大阪放送		
		平成24年4月1日（平成8年7月18日）	FM802（関西インターメディア）				平成24年4月1日（平成8年7月18日）	FM802（関西インターメディア）		
	緊急警報放送の要請に関する覚書	昭和60年9月1日	日本放送協会神戸放送局			緊急警報放送の要請に関する覚書	昭和60年9月1日	日本放送協会神戸放送局		
	防災情報の提供と放送に関する覚書	平成13年4月1日	ラジオ関西			防災情報の提供と放送に関する覚書	平成13年4月1日	ラジオ関西		
	<u>災害時における臨時災害放送局開設に関する協定</u>	<u>平成25年3月27日</u>	<u>株式会社NHKアイテック</u>		報道	災害時における報道要請に関する協定	平成9年5月15日	神戸新聞、朝日新聞、讀賣新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、日刊工業新聞、時事通信社、共同通信社、日本工業新聞		
報道	災害時における報道要請に関する協定	平成9年5月15日	神戸新聞、朝日新聞、讀賣新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、日刊工業新聞、時事通信社、共同通信社、日本工業新聞			災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	平成8年3月29日～平成13年6月1日	<u>各米穀卸売業者等</u>		
<u>食料等</u>	<u>災害救助に必要な食料の調達に関する協定</u>	<u>平成17年7月21日</u>	<u>キンキサイン株式会社</u>		<u>食糧</u>	災害救助に必要な食糧の調達に関する協定	平成8年4月1日～平成19年4月27日	<u>各製造業者等</u>		
	災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	平成8年3月29日～平成13年6月1日	各米穀卸売業者等 <u>9社</u>				災害救助に必要な食糧の調達に関する協定	平成17年9月15日	<u>各弁当給食業者</u>	
	災害救助に必要な <u>食料等</u> の調達に関する協定	平成8年4月1日～平成28年4月1日	各製造業者等 <u>31社</u>					平成17年11月1日～平成18年7月1日	セブン-イレブン・ジャパン、 <u>ローソン</u> 、ファミリーマート、 <u>サークルKサンクス</u> 、 <u>デイリーヤマザキ</u>	
				<u>物資</u>	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成8年6月11日～平成8年11月26日	各業者等			

番 号	新			旧			
	災害時における飲料の提供・調達に関する協定	平成17年9月15日	各弁当給食業者11社	災害時における応急対策用物資の供給等に関する協定	平成19年1月12日	コーナン商事、コメリ、ジュンテンドー、ダイキ、ナフコ、ホームセンターアグロ	
		平成17年11月1日～平成18年7月1日	セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ		平成20年1月12日	兵庫県生活協同組合連合会	
		平成18年10月2日	アサヒ飲料株式会社明石工場		平成10年3月16日	各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会	
		平成18年3月9日	コカ・コーラウエスト株式会社		平成2年8月18日	兵庫県医師会	
		平成19年4月27日	ダイドードリンコ株式会社西日本第一営業部		平成9年10月21日	兵庫県柔道接骨師会(現兵庫県柔道整復師会)	
		平成27年4月1日	株式会社アペックス西日本		平成9年11月28日	労働福祉事業団(現労働者健康福祉機構)	
	災害時における飲料水等の提供協力に関する協定	平成27年4月1日	株式会社アペックス西日本	災害時における医療救護に関する協定	平成11年11月10日	日本レスキュー協会	
	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	平成8年6月11日～平成24年3月27日	各業者等	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	平成9年1月4日	プレハブ建築協会	
	災害時における物資の調達に関する協定	平成17年11月1日	ローソン	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定	平成16年1月17日	住宅金融公庫大阪支店(現住宅金融支援機構近畿支店)	
	災害時における応急対策用物資の供給等に関する協定	平成19年1月12日	コーナン商事、コメリ、ジュンテンドー、ダイキ、ナフコ、ホームセンターアグロ	道路啓開	平成9年1月13日	兵庫県建設業協会	
	緊急時における応急生活物資供給等に関する協定書	平成20年1月12日	兵庫県生活協同組合連合会	交通	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	平成8年4月1日	兵庫県警備業協会
	大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定	平成25年2月25日	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社		災害時等における相互協力に関する協定	平成22年1月13日	西日本高速道路株式会社
	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	平成9年7月10日	日本水道協会関西地方支部			平成22年12月21日	本州四国道路高速道路株式会社
	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会	輸送	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成10年9月1日	兵庫県トラック協会
	近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	平成23年4月1日	福井、滋賀、京都、大阪、和歌山の2府4県及び管内地方公共団体が営む工業用水道事業者		船舶による輸送等災害応急対応に関する協定	平成21年1月15日	日本マリーナビーチ協会
	近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	平成26年2月1日	福井、三重、滋賀、京都、大阪、奈良の2府5県及び大規模水道用水供給事業者		災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	平成25年3月5日(平成21年2月23日)	民間航空事業者6社
	災害時の医療救護についての協定	平成2年8月18日	兵庫県医師会	その他	緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定	平成15年1月23日	高輝度光科学研究センター
	兵庫県自治体病院開設者協議会 災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	県内公立病院			平成20年9月19日(平成17年10月3日)	兵庫県放射線技師会

番 号	新			旧
	災害時におけるボランティア活動に関する覚書	平成9年10月21日	兵庫県柔道接骨師会 (現兵庫県柔道整復師会)	
	災害時の医療救護活動に関する協定	平成9年11月28日	労働福祉事業団 (現労働者健康福祉機構)	
	<u>各健康福祉事務所単位に設置された各地域の給食協議会での相互支援体制の利用(会則(マニュアル)で相互支援を規定)</u>	平成9年12月15日	丹波市内の給食施設等	
		平成10年5月28日	明石給食施設協議会	
		平成21年11月 (平成15年3月)	淡路圏域内の給食施設等	
	災害時等における代替給食に関する業務提携	平成16年11月12日 ～平成27年4月1日	株式会社第一食品、株式会社光洋、株式会社日米クック	
	災害時における医療機器の供給に関する協定	平成19年1月16日	兵庫県医理科機器協会	
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	平成19年1月16日	日本産業・医療ガス協会県支部	
	災害等における緊急時相互支援(緊急時相互支援マニュアルで規定)	平成24年3月15日	加古川・高砂・加古郡給食施設協議会	
	姉妹病院提携に関する協定	平成24年12月12日	公立豊岡病院	
	播磨科学公園都市内(医療健康福祉ゾーン)設置4施設 災害時における相互応援に関する協定	平成25年9月1日	播磨科学公園都市内(医療健康福祉ゾーン)設置4施設	
	災害時における障害福祉施設の応援・協力に関する基本協定	平成26年5月27日	(一社)兵庫県知的障害者施設協会 兵庫県身体障害者支援施設協議会	
	兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の出動に関する協定	平成26年12月19日	兵庫県精神科病院協会	
			県立光風病院	
			県立淡路医療センター	
			公立豊岡病院	
			兵庫医科大学病院	
			神戸大学医学部附属病院	
	日本小児総合医療施設協議会における広域災害時相互支援に関する協定書	平成29年4月1日	日本小児総合医療施設協議会	

番号	新			旧	
	廃棄物 処理	<u>災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</u>	<u>平成17年9月1日</u>	<u>県内市町、関係一部事務組合</u>	
			<u>平成17年9月1日</u>	<u>兵庫県産業廃棄物協会</u> <u>神戸市安全協力会</u>	
		<u>災害時の廃棄物処理に関する応援協定</u>	<u>平成18年1月10日</u>	<u>社団法人兵庫県水質保全センター</u>	
			<u>平成24年7月5日</u>	<u>兵庫県環境整備事業協同組合</u>	
			<u>平成24年7月13日</u>	<u>社団法人日本建設業連合会</u> <u>関西支部</u>	
			<u>平成26年12月25日</u>	<u>兵庫県環境事業商工組合</u>	
	遺体搬 送等	<u>災害時における棺及び葬祭用品の供給、遺体の搬送等の協力に関する協定</u>	<u>平成24年11月8日</u>	<u>県葬祭事業協同組合連合会、全日本葬祭業協同組合連合会</u>	
		<u>災害時における遺体の搬送等の協力に関する協定</u>	<u>平成24年11月8日</u>	<u>全国霊柩自動車協会</u>	
	搜索	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	<u>平成11年11月10日</u>	<u>日本レスキュー協会</u>	
	被害 状況 調査	<u>災害時における被害状況調査の応援協力に関する基本協定</u>	<u>平成17年8月30日</u>	<u>社団法人兵庫県測量設計業協会</u>	
		<u>災害時における兵庫県県土整備部所管施設の緊急災害応急対策調査・設計業務に関する協定</u>	<u>平成22年4月1日</u> <u>(平成18年3月29日)</u>	<u>(一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部</u>	
			<u>平成24年10月1日</u>	<u>(一社)全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会</u>	
		<u>災害時における調査等の相互協力に関する協定</u>	<u>平成27年5月13日</u>	<u>(公社)土木学会関西支部</u>	
	住宅	<u>災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</u>	<u>平成9年1月4日</u> <u>平成29年3月16日</u>	<u>プレハブ建築協会</u> <u>(一社)全国木造建設事業協会</u>	
		<u>災害時における協力に関する協定</u>	<u>平成23年1月14日</u>	<u>独立行政法人都市再生機構</u> <u>西日本支社(UR)</u>	
		<u>災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定</u>	<u>平成27年2月16日</u> <u>(平成16年1月17日)</u>	<u>住宅金融公庫大阪支店</u> <u>(現住宅金融支援機構近畿支店)</u>	
<u>大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定</u>		<u>平成27年8月17日</u>	<u>近畿2府8県宅建業界</u> <u>全日本不動産協会近畿2府8県本部</u> <u>全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>		

番 号	新			旧	
	設備 復旧	災害時における機能復旧対策 業務応援に関する協定	平成18年12月1日	兵庫県空調衛生工業協会 兵庫県管工事業協同組合連 合会	
			平成21年12月1日	兵庫県電業協会	
			平成21年12月18日	兵電協同組合	
				兵庫県電気工事工業組合	
	道路 啓開	災害時における応急対策業務 に関する協定	平成9年1月13日	兵庫県建設業協会	
	応急対 策業務	災害時の応援に関する申し合 わせ	平成17年6月14日	国、福井県、滋賀県、京都 府、大阪府、奈良県、和歌 山県	
		災害時における応急対策業務 に関する協定	平成27年6月23日 (平成18年1月17 日)	兵庫県安全協力会	
		災害時におけるクレーン等の 供給に関する協定	平成27年9月29日	(一社)クレーン建設業協会 兵庫県支部	
		災害時における被災建築物の 解体撤去及び緊急時の協力等 に関する協定	平成27年9月29日	兵庫県解体工事業協会	
		災害時における災害応急対策 業務に関する協定	平成27年8月12日	兵庫県自動車修理業・レッ カー事業協同組合	
		災害発生時における緊急的な 応急対策業務に関する包括的 協定	平成27年8月20日	一般社団法人 日本自動車 連盟兵庫支部	
		災害発生時における緊急的な 応急対策業務に関する包括的 協定	平成28年2月19日	国土交通省近畿地方整備局 副局長、近畿管内各港湾管 理者、民間協力者	
	下水道	下水道事業災害時近畿ブロッ ク応援に関する申し合わせ	平成21年9月2日 (平成16年4月1 日)	近畿2府7県(2府4県+ 福井、三重、徳島)、関係市・ 団体	
	交通	災害時における交通誘導警備 業務等に関する協定	平成8年4月1日	(一社)兵庫県警備業協会	
		災害時における交通誘導業務 に関する基本協定	平成28年8月5日		
		災害時等における相互協力に 関する協定	平成22年1月13日	西日本高速道路株式会社	
		平成22年12月21日	本州四国道路高速道路株式 会社		

番 号	新			旧	
			平成22年12月21日	阪神高速道路株式会社	
	輸送	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成10年9月1日	兵庫県トラック協会	
		船舶による輸送等災害応急対応に関する協定	平成21年1月15日	日本マリーナビーチ協会	
		災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	平成25年3月5日 (平成21年2月23日)	民間航空事業者6社	
		<u>船舶による災害時の輸送等に関する協定</u>	<u>平成25年3月27日</u>	<u>近畿旅客船協会</u> <u>神戸旅客船協会</u>	
		<u>大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定</u>	<u>平成27年12月2日</u>	<u>福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県のバス協会</u>	
		<u>災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定</u>	<u>平成29年2月5日</u>	<u>ヤマト運輸株式会社 関西支社</u>	
		原子力 災害 対策	<u>安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書</u>	<u>平成28年9月21日</u>	
	<u>原子力災害時の放射能被ばくの防止に関する協定</u>		<u>平成27年8月17日</u>	<u>近畿2府8県放射線技師会、日本診療放射線技師会</u>	
	<u>緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定</u>		<u>平成15年1月23日</u> <u>平成20年9月19日</u> (平成17年10月3日)	<u>高輝度光科学研究センター</u> <u>兵庫県放射線技師会</u>	
	その他	<u>災害時における児童福祉施設の応援・協力に関する基本協定書</u>	<u>平成18年8月1日</u>	<u>(一社)兵庫県児童養護連絡協議会</u> <u>兵庫県乳児院連盟</u>	
		<u>災害時の支援等における相互協力に関する協定</u>	<u>平成20年5月12日</u>	<u>兵庫県石油商業組合</u>	
		<u>災害時の緊急対応への協力に関する協定</u>	<u>平成24年3月30日</u>	<u>兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u> <u>兵庫県公共嘱託登記司法書士協会</u>	
		<u>災害時における救援物資の保管等に関する協定</u>	<u>平成25年1月17日</u>	<u>兵庫県倉庫協会</u>	
		<u>危機発生時の支援協力に関する協定</u>	<u>平成25年8月29日</u>	<u>(一社)関西ゴルフ連盟</u> <u>(一社)徳島県ゴルフ協会</u>	
		<u>災害時における支援に関する協定</u>	<u>平成27年1月13日</u>	<u>兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会</u>	
		<u>災害時における帰宅困難者支援に関する協定</u>	<u>平成27年3月17日</u> (平成24年11月22日)	<u>コンビニエンスストア、外食事業者26社</u>	

番 号	新			旧	
		<u>災害時におけるボランティア支援に関する協定書</u>	<u>平成27年 5月17日</u>	<u>ライオンズクラブ国際協会 335複合地区</u>	
		<u>災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書</u>	<u>平成28年 7月15日</u>	石油連盟	
		<u>大規模災害時における被災者支援協力に関する協定</u>	<u>平成28年 8月18日</u>	兵庫県行政書士会	
		<u>災害時における被災地支援に関する協定書</u>	<u>平成28年 8月28日</u>	<u>(公社)日本青年会議所近畿地区協議会</u>	
		<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	<u>平成30年 5月24日</u>	<u>ヤフー株式会社</u>	

番号	新	旧
7	<p>③ 事務局の組織及び役割</p> <p>③ 事務局の組織及び役割</p> <p>総括 (防災監)</p> <p>戦略会議 ・本部事務局の運営体制、本部業務の進行管理 (防災監、防災企画局長、災害対策局長、<u>広域防災参事</u>、本部事務局各班長、災害対策課防災・<u>危機管理主幹</u>)</p> <p>総務局 (対策本部の組織管理・運営) 総務局長 (防災企画局長) 総務班 ・本部事務局の庶務 等 ・国会、政府関係者等の視察に係る連絡調整 本部会議班 ・本部会議の進行 (招集、会議進行、議事録作成等) 広報班 ・記者発表資料の作成 ・報道機関への対応 等 県民窓口班 ・県民からの問い合わせへの対応 ・安否情報の収集及び提供 等</p> <p>対策局 (応急対策の実施) 対策局長 (災害対策局長) 総括班 ・国民保護法の運用統括 ・応急対策の需要分析及び供給計画 ・本部会議の開催方針、各班への指示 ・本部長命令・本部会議決定事項等の下達 ・避難の指示の作成 資料作成班 ・武力攻撃事態等の情報、対応状況等のとりまとめ ・本部会議資料のとりまとめ ・本部発表資料のとりまとめ 情報収集班 ・法定通知の受領及び市町への通知 ・武力攻撃事態等の情報の収集・伝達 ・市町、関係機関等からの支援要請の情報収集 ・フェニックス防災システムの運用管理 ・災害対応支援システムの運用管理 ・衛星可般局の運用管理 ・各種通信手段の確保 等 調整支援班 ・国、他府県、市町、国民保護関係機関等との連絡調整 ・ヘリコプター運航の連絡調整 ・生活関連等施設の施設管理者との連絡調整 ・救護班、DMAT の派遣調整、患者搬送に係る連絡調整</p> <p>広域支援局 (広域的な調整) 広域支援局長 (広域防災参事) 広域調整班 ・<u>関西広域連合との各種調整</u> ・府県間等との広域応援協定の運用 応急対策班 ・特殊標章等の発行 ・危険物施設、石油コンビナート施設等の保全及び応急対策のとりまとめ ・高圧ガス、火薬類、プロパン施設等の保全及び応急対策のとりまとめ 被災者対策班 ・避難指示等に係る連絡調整 ・要避難住民数及び避難施設の把握 ・避難の指示の市町等への通知 ・避難状況の把握 ・物資基地の開設、運用に係る連絡調整 ・物資・資機材の調達、受入れに係る連絡調整 ・輸送ルート・手段の確保に係る連絡・避難の指示等に係る連絡調整</p>	<p>③ 事務局の組織及び役割</p> <p>③ 事務局の組織及び役割</p> <p>統括 (防災監)</p> <p>戦略会議 ・本部事務局の運営体制、本部業務の進行管理 (防災監、防災企画局長、災害対策局長、本部事務局各班長、災害対策課防災・危機管理班長)</p> <p>総務局 (対策本部の組織管理・運営) 総務局長 (防災企画局長) 総務班 ・本部事務局の庶務 等 ・国会、政府関係者等の視察に係る連絡調整 本部会議班 ・本部会議の進行 (招集、会議進行、議事録作成等) 広報班 ・記者発表資料の作成 ・報道機関への対応 等 県民窓口班 ・県民からの問い合わせへの対応 ・安否情報の収集及び提供 等 応急調整班 ・他府県等との広域応援協定の運用</p> <p>被災者対策班 ・避難指示等に係る連絡調整 ・要避難住民数及び避難施設の把握 (記述追加) ・避難の指示の市町等への通知 (記述追加) ・避難状況の把握 ・物資基地の開設、運用に係る連絡調整 ・物資・資機材の調達、受入れに係る連絡調整 ・輸送ルート・手段の確保に係る連絡・避難の指示等に係る連絡調整</p> <p>対策局 (応急対策の実施) 対策局長 (災害対策局長) 総括班 ・国民保護法の運用統括 ・応急対策の需要分析及び供給計画 ・本部会議の開催方針、各班への指示 ・本部長命令・本部会議決定事項等の下達 ・避難の指示の作成 情報整理班 ・武力攻撃事態等の情報、対応状況等のとりまとめ ・本部会議資料のとりまとめ ・本部発表資料のとりまとめ 情報収集班 ・法定通知の受領及び市町への通知 ・武力攻撃事態等の情報の収集・伝達 ・市町、関係機関等からの支援要請の情報収集 ・フェニックス防災システムの運用管理 ・災害対応支援システムの運用管理 ・衛星可般局の運用管理 ・各種通信手段の確保 等 調整支援班 ・国、他府県、市町、国民保護関係機関等との連絡調整 ・ヘリコプター運航の連絡調整 ・生活関連等施設の施設管理者との連絡調整 ・救護班、DMAT の派遣調整、患者搬送に係る連絡調整 応急対策班 ・特殊標章等の発行 ・危険物施設、石油コンビナート施設等の保全及び応急対策のとりまとめ ・高圧ガス、火薬類、プロパン施設等の保全及び応急対策のとりまとめ</p>

番 号	新	旧																																																																																																																																																																																										
8	<p>【火災・災害等即報要領様式】</p> <p style="text-align:right;">第 報</p> <p>第 3 号 様 式 （救急・救助事故・<u>武力攻撃災害</u>等）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">報 告 日 時</td> <td style="width:15%;">年</td> <td style="width:15%;">月</td> <td style="width:15%;">日</td> <td style="width:15%;">時</td> <td style="width:15%;">分</td> </tr> <tr> <td>都 道 府 県</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>市 町 村 (消防本部名)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>報 告 者 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">消防庁受信者氏名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">事故災害種別</td> <td style="width:15%;">1 救急事故</td> <td style="width:15%;">2 救助事故</td> <td style="width:15%;">3 武力攻撃災害</td> <td style="width:15%;">4 緊急対処事態における災害</td> </tr> <tr> <td>発 生 場 所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>発 生 日 時 (覚知日時)</td> <td style="width:15%;">月</td> <td style="width:15%;">日</td> <td style="width:15%;">時</td> <td style="width:15%;">分</td> <td style="width:15%;">覚知方法</td> </tr> <tr> <td>事 故 の 概 要</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死 傷 者</td> <td colspan="2">死者(性別・年齢)</td> <td colspan="3">負傷者等 人(人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">計 人</td> <td>重症</td> <td>人(人)</td> <td rowspan="3"> 負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人) </td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>救助部隊の要否</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>要救護者数(見込)</td> <td colspan="2"></td> <td>救助人員</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>消防・救急・救助活動状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) <u>第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。</u>(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>	報 告 日 時	年	月	日	時	分	都 道 府 県						市 町 村 (消防本部名)						報 告 者 名						事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害	発 生 場 所					発 生 日 時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法	事 故 の 概 要						死 傷 者	死者(性別・年齢)		負傷者等 人(人)			計 人		重症	人(人)	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)	中等症	人(人)	不明	人	軽傷	人(人)	救助部隊の要否						要救護者数(見込)			救助人員			消防・救急・救助活動状況						災害対策本部等の設置状況						その他参考事項						<p>【火災・災害等即報要領様式】</p> <p style="text-align:right;">第 報</p> <p>第 3 号 様 式 （救急・救助事故等）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">報 告 日 時</td> <td style="width:15%;">年</td> <td style="width:15%;">月</td> <td style="width:15%;">日</td> <td style="width:15%;">時</td> <td style="width:15%;">分</td> </tr> <tr> <td>都 道 府 県</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>市 町 村 (消防本部名)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>報 告 者 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">消防庁受信者氏名 _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">事故災害種別</td> <td style="width:15%;">1 救急事故</td> <td style="width:15%;">2 救助事故</td> <td style="width:15%;">3 武力攻撃災害</td> <td style="width:15%;">4 <u>緊急対処事態</u></td> </tr> <tr> <td>発 生 場 所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>発 生 日 時 (覚知日時)</td> <td style="width:15%;">月</td> <td style="width:15%;">日</td> <td style="width:15%;">時</td> <td style="width:15%;">分</td> <td style="width:15%;">覚知方法</td> </tr> <tr> <td>事 故 の 概 要</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死 傷 者</td> <td colspan="2">死者(性別・年齢)</td> <td colspan="3">負傷者等 人(人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">計 人</td> <td>重症</td> <td>人(人)</td> <td rowspan="3"> 負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人) </td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>救助部隊の要否</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>要救護者数(見込)</td> <td colspan="2"></td> <td>救助人員</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>消防・救急・救助活動状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) <u>第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。</u>(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>	報 告 日 時	年	月	日	時	分	都 道 府 県						市 町 村 (消防本部名)						報 告 者 名						事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 <u>緊急対処事態</u>	発 生 場 所					発 生 日 時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法	事 故 の 概 要						死 傷 者	死者(性別・年齢)		負傷者等 人(人)			計 人		重症	人(人)	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)	中等症	人(人)	不明	人	軽傷	人(人)	救助部隊の要否						要救護者数(見込)			救助人員			消防・救急・救助活動状況						災害対策本部等の設置状況						その他参考事項					
報 告 日 時	年	月	日	時	分																																																																																																																																																																																							
都 道 府 県																																																																																																																																																																																												
市 町 村 (消防本部名)																																																																																																																																																																																												
報 告 者 名																																																																																																																																																																																												
事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害																																																																																																																																																																																								
発 生 場 所																																																																																																																																																																																												
発 生 日 時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法																																																																																																																																																																																							
事 故 の 概 要																																																																																																																																																																																												
死 傷 者	死者(性別・年齢)		負傷者等 人(人)																																																																																																																																																																																									
	計 人		重症	人(人)	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)																																																																																																																																																																																							
			中等症	人(人)																																																																																																																																																																																								
不明	人	軽傷	人(人)																																																																																																																																																																																									
救助部隊の要否																																																																																																																																																																																												
要救護者数(見込)			救助人員																																																																																																																																																																																									
消防・救急・救助活動状況																																																																																																																																																																																												
災害対策本部等の設置状況																																																																																																																																																																																												
その他参考事項																																																																																																																																																																																												
報 告 日 時	年	月	日	時	分																																																																																																																																																																																							
都 道 府 県																																																																																																																																																																																												
市 町 村 (消防本部名)																																																																																																																																																																																												
報 告 者 名																																																																																																																																																																																												
事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 <u>緊急対処事態</u>																																																																																																																																																																																								
発 生 場 所																																																																																																																																																																																												
発 生 日 時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法																																																																																																																																																																																							
事 故 の 概 要																																																																																																																																																																																												
死 傷 者	死者(性別・年齢)		負傷者等 人(人)																																																																																																																																																																																									
	計 人		重症	人(人)	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)																																																																																																																																																																																							
			中等症	人(人)																																																																																																																																																																																								
不明	人	軽傷	人(人)																																																																																																																																																																																									
救助部隊の要否																																																																																																																																																																																												
要救護者数(見込)			救助人員																																																																																																																																																																																									
消防・救急・救助活動状況																																																																																																																																																																																												
災害対策本部等の設置状況																																																																																																																																																																																												
その他参考事項																																																																																																																																																																																												